

最上川第二漁業協同組合内共第6・7・8・9号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、最上川第二漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第6号、7号、8号及び9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、やつめうなぎ、わかさぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、第8条第1項に掲げる漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で申請を行い、同項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において第8条第4項に掲げる漁具、漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養上は漁業調整上著しく支障がある場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第8条第4項の遊漁料（以下「特別遊漁料」という。）を組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 第8条第1項及び第4項に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規	模
す くい網	間 口	1.2メートル以下
た も 網	網口径	1.0メートル以下
投 網	全 長	4.0メートル以下
四 ツ 手 網	全 長	3.6メートル以下
刺 網	全 長	20.0メートル以下で2枚を限度とする。
	網 丈	1.8メートル以下

3 1枚網以外の刺網を使用して遊漁をしてはならない。

4 オランダ釣りによる遊漁をしてはならない。

5 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中網漁具を使用して遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
えびづる沼	東根市大字島大堀地内	周 年
大 沼	西村山郡西川町大字沼山地内	

長 沼	西村山郡西川町大字沼山地内	
寺 津 沼	天童市大字寺津地内	
寒 河 江 川	西村山郡西川町大字本道寺地内寒河江ダムより下流水ヶ瀬ダムまで	
西村山郡西川町大字大井沢地内泥沢との合流点から上流根子川橋までの寒河江川本流及びその支流(大井沢川においては大井沢川第1ダムまで、大桧原川においては大桧原川第1ダムまで、根子沢川においては根子沢川第1ダムまで)		
富 並 川	村山市富並地内里橋から下流300メートルの地点まで	7月1日から 9月1日正午まで
乱 川	東根市大字沼沢地内向田橋から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで	
白 水 川	東根市大字泉郷地内観音橋から上流及び下流それぞれ500メートルの地点まで	
寒 河 江 川	寒河江市三泉地内寒河江川橋から上流昭和堰堰堤まで	
寒河江市三泉地内寒河江川橋から上流慈恩寺橋までの寒河江川		7月1日から 10月1日正午まで

6 次の表の左欄に掲げる漁具を使用した遊漁は、中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中してはならない。

漁 具	区 域	期 間
かえしのある針	西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋から上流根子川橋までの寒河江川本流及びその支流(大井沢川においては大井沢川第1ダムまで、大桧原川においては大桧川第1ダムまで、根子沢川においては根子沢川第1ダムまで)	周 年

7 次の表の左欄に掲げる漁具を使用した遊漁は、右欄に掲げる条件を守らなければならない。

漁 具	条 件
刺 網	漁場を離れてはならない
	鉄筋杭(人工的工作物)を使用してはならない

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動物の種類	期 間
さくらます(海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。)	3月1日から8月31日まで
やまめ(さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。)	4月1日から9月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで

にじます	4月1日から9月30日まで
あゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで
かじか	6月1日から翌年の3月31日まで
やつめうなぎ	7月1日から翌年の5月9日

2 次の表の(ア)欄に掲げる水産動物は、(イ)欄に掲げる漁具・漁法により、(ウ)欄に掲げる区域内で、(エ)欄に掲げる期間中でなければ遊漁をしてはならない。

(ア) 水産動物の種類	(イ) 漁具・漁法	(ウ) 区 域	(エ) 期 間
にじます	釣り	西村山郡西川町大字本道寺地内寒河江ダムより下流水ヶ瀬ダムまでの寒河江川	4月1日から10月31日まで
		西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋から上流根子川橋までの寒河江川本流及びその支流(大井沢川においては大井沢川第1ダムまで、大桧原川においては大桧原川第1ダムまで、根子沢川においては根子沢川第1ダムまで)	

3 西村山郡西川町大字沼山地内大沼において、次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁をする場合は、中欄に掲げる漁具・漁法で右欄の期間内の期日でなければならない。

水産動物の種類	漁具・漁法	期 間
にじます	釣り(舟を使用する場合は組合が認めた舟に限る。)	4月1日から10月30日まで

4 第1項から第4項までの公示は、この組合の掲示場に掲載して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

	区 域	期 間
最上川	東村山郡中山町大字長崎地内三郷堰頭首工から下流50メートルの地点まで	周 年
	西村山郡河北町谷地地内谷地橋上流端から上流500メートル及び下流200メートルの地点まで	
寒河江川	西村山郡西川町大字沼山地内村山広域水道取水堰堤から下流100メートルの地点まで	
	西村山郡西川町大字太郎地内東北電力原取水堰堤から下流50メートルの地点まで	
	西村山郡西川町大字吉川地内東北電力石田取水堰堤から下流50メートルの地点まで	

	西村山郡西川町大字吉川地内高松堰頭首工中心から上流100メートルまで及び下流上野大橋上流端まで	
	寒河江市大字慈恩寺地内昭和堰頭首工中心から上流及び下流それぞれ100メートルの地点まで	
留山川	押切川との合流点の上流500メートルの地点を基点としてその上流150メートルまで	
	西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋から上流見附堰堤までの寒河江川の支流（滝淵沢、大沢、ニカワ沢、ハタノ沢、蛇バミ沢、ヤナバ沢、ワサビ沢、アミサス沢、姥沢、上ノ沢、行沢、佐渡ノ沢及び口黒沢）	周 年
	西村山郡西川町大字志津地内の大越川支流石跳川	周 年

2 次の表の左欄に掲げる場所においては、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

場 所	期 間
寒河江市大字白岩地内寒河江川に架かる臥龍橋の橋の上から	周 年

（全長制限等）

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物の種類	大きさ
こい	全長 20センチメートル以下
ふな・うぐい（はや）	全長 5センチメートル以下
もくずがに	甲幅 5センチメートル以下

2 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

（水産資源の保護に関する制限）

第7条 第2条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため必要と認めて公示した遊漁についての制限事項については、これに従わなければならない。

（遊漁料の額）

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動物についての遊漁もできるものとする。

水産動物の種類	漁具・漁法	遊漁料	
		1 日	1 年
うぐい(はや)、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いwana、にじます、やつめうなぎ、わかさぎ、もくずがに	徒手採捕、釣り、すくい網、たも網	1,500円	8,000円
あゆ	友釣り	2,000円	

- 2 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における遊漁料の額は、前項に規定する金額に1,000円を加算した額とする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、小学生及び中学生の遊漁料の額は、無料とする。
- 4 特別遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料を納付した場合は、次の表に掲げる額から7,000円を控除して得た額とする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、第1項に規定した遊漁もできるものとする。

水産動物の種類	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ	がら掛け	1年	10,000円
あゆ、うぐい(はや)、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いwana、にじます、やつめうなぎ、わかさぎ、もくずがに	四ツ手網	1年	10,000円
	せん(筒)	1年	10,000円
	はえなわ	1年	10,000円
	投 網	1年	15,000円
	刺 網	1年	15,000円
	投網、刺網	1年	23,000円

(遊漁料の納付の方法)

第9条 遊漁料及び特別遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所において納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の納付があったとき又は同条第2項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(県内共通遊漁証の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域内及び第1表に掲げる全ての漁場区域内において、第2表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、第2条、第8条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、あらかじめ同表右欄に掲げる1年間の遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

第1表

漁 場 区 域 (漁 業 権 番 号)
内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、内共第13号、内共第14号、内共第15号、内共第16号、内共第17号、内共第18号、内共第19号、内共第20号、内共第21号、内共第22号、内共第23号、内共第24号、内共第25号、内共第26号、内共第27号、内共第28号

第2表

水 産 動 物	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
全魚種	さお釣り(掛け釣りを除く。)	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	同 上	1年間 20,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所において行うものとする。
- 3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第2号のとおりとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。
  - 5 組合が水産動物の繁殖保護上又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項に従わなければならない。

(漁場監視員)

- 第13条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。  
この規則は、平成27年9月1日から施行する。  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
この規則は、令和2年9月1日から施行する。

様式第1号

(表)

令和 年度	No. _____				
<b>遊漁証認証</b>					
下記の通り遊漁を承認します。					
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(住所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td style="text-align: right;">(年齢)</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	(年齢)
(住所)					
(氏名)	(年齢)				
承認期間					
魚種					
漁具漁法					
遊漁区域					
遊漁料					
年月日					
最上川第二漁業協同組合 <span style="float: right;">印</span>					

(裏)

<b>注意事項</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遊漁の際は、常に本証を携帯しなければならない。</li> <li>2. 本証は他人への貸与または譲渡をしてはならない。</li> <li>3. 漁場監視員及び組合員の要求があったときはすみやかに提示しなければならない。</li> <li>3. 本証を紛失した場合は再発行しない。</li> </ol>

様式第2号

(表)

<b>共通遊漁証</b>	
No. _____	
<b>令</b>	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div> <p>写真添付</p>
魚種	円
山形県内水面漁業協同組合連合会	

(裏)

遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(住所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td style="text-align: right;">(年齢)</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	(年齢)
(住所)					
(氏名)	(年齢)				
漁具・漁法	竿釣り(掛釣りを除く)				
遊漁区域	県内の第5種共同漁業権の設定 されている河川・湖沼とする。 但し、禁止区域・禁止期間の定めのあるときは適用しません。				
有効期限	年 月 日				
	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div>				

注意事項は、別記に記入する。